

立候補事由および抱負等

--

評議員選任基準を満たしていると自認する内容

--

■学校法人大東文化学園役員及び評議員選任基準抜粋

3 評議員

(1) 理事会及び理事会以外の評議員を選任する各機関（以下、「各選任機関」という。）は評議員を選任するに当たり、私立学校法及び寄附行為が定める欠格事由又は解任事由に該当しないこと及び私立学校法が定める、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して選任が行われなければならないことその他、次の各号に定める基準によるものとする。

- ① 私立学校法が定める、私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者であること
- ② 社会・経済の情勢等学園を取り巻く状況に関心を持ち、より外部、中立的な視点から学園の経営を監督するとともに高い倫理観を有していること
- ③ 略

賞 罰

--

※各項目の記載欄が不足する場合は、別紙添付可。(A4・縦)

【個人情報の取り扱い（利用目的）について】

ご提出頂いた個人情報は評議員候補者選考及び就任いただいた際の事務手続きのみに使用し、終了後は学園にて廃棄致します。